

◆冗談も言えません

酒場で労働組合の役員が、会社の幹部は自分のことしか考えないとなんでもない奴だ、一発なぐってやるか、と酒の勢いで冗談で話し合い意気投合したら、そのあと実際には何もしなくても、共謀の罪になります。共謀罪は法律に違反する行為の「合意」が罪とされるからです。その判断をするのは政府に批判的な団体を日常的に監視している捜査機関です。まさに冗談も言えない共謀罪です。

◆広範な対象犯罪、市民の日常生活が監視される

政府提出の共謀罪法案の対象犯罪は、法律で長期 4 年以上の刑を科している犯罪です。今年の初めその数は 676 といわれましたが、与党内からも数が多すぎると批判を受け、277 に減らされました。しかし、それでも対象犯罪に、偽りにより所得税・消費税を免れる罪、著作権法違反、商標法違反など、市民に身近な、違法かどうかの判断が微妙なものが大量に含まれています。共謀罪は、実際に犯罪が行われたわけではないため、その立証は捜査機関が市民の日常生活を監視する以外できません。

◆普通の団体が「テロリズム集団」や「組織的犯罪集団」に

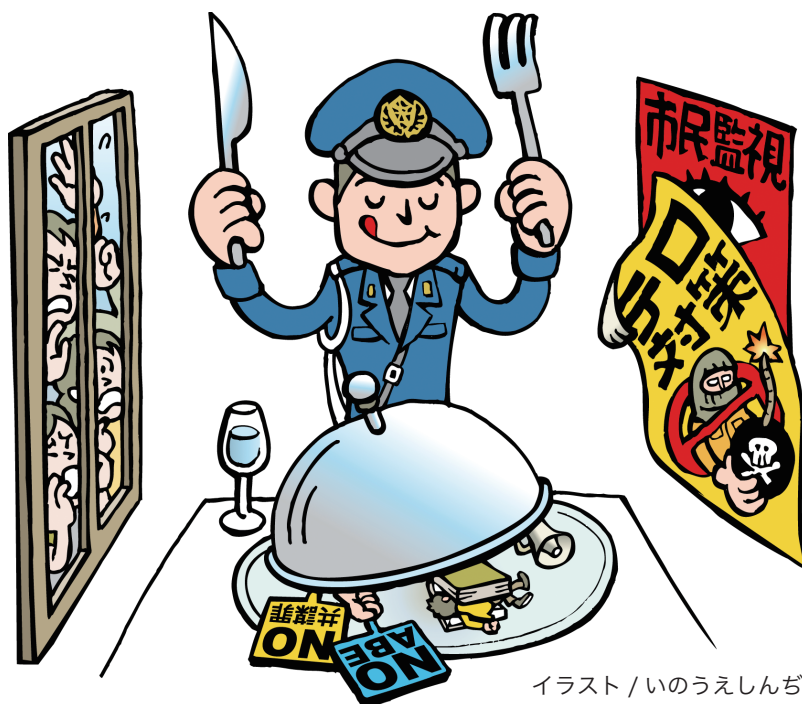
今回の共謀罪法案では、捜査機関が、共謀罪の対象犯罪を 1 回でも「合意」したとみなした普通の団体を「テロリズム集団」や「組織的犯罪集団」に認定できるようになっています。驚くべきことですが、これらの集団に対する明確な規定はないのです。破壊活動防止法や暴力団対策法に団体の定義や規制の手続きがあることを考えれば同法案の危険性は明らかです。

◆共謀罪はテロ対策法ではありません

安倍首相は、テロ対策の共謀罪は国連越境組織的犯罪防止条約の批准のために必要とっています。これは真っ赤なうそです。同条約は、経済的・物質的利益を追求するマフィアなどの集団の規制を対象としてつくられたものです。条約にはテロのテの字もありません。これは、政府が三度も廃案になった共謀罪も条約批准のためのテロ対策といえば、テロに批判的な世論を騙し、共謀罪を制定できるだろうと考えているからです。

◆日本は国連などの求めるテロ防止条約は全て批准しています

国連、国際機関の求めるテロ関連の条約には、ハイジャック、シージャック、核テロリズムなどの防止がありますが、日本はその全てを批准し、国内法を制定しています。安倍首相がいう国連越境組織的犯罪防止条約は、テロ防止関連条約ではありません。条約の趣旨までもねじ曲げ、共謀罪を制定しようとする安倍首相の姿勢は厳しく批判されなくてはなりません。



共謀罪NO！実行委員会 <https://www.kyobozaino.com/>

◆連絡先

- ・「秘密保護法廃止」へ！実行委員会(新聞労連 jnpwu@mxk.mesh.ne.jp/ 平和フォーラム 03-5289-8222)
- ・解釈で憲法 9 条を壊すな！実行委員会(憲法会議 03-3261-9007/ 許すな！憲法改悪・市民連絡会 03-3221-4668)
- ・日本マスコミ文化情報労組会議(MIC) mic-un@union-net.or.jp
- ・共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会(日本民主法律家協会 03-5367-5430)
- ・盗聴法廃止ネットワーク(日本国民救援会 03-5842-5842)